

# Energize

私たちはお客様の**“元気”**をサポートします！

## アホになれ！...？

あけましておめでとうございます。私どもTEAMyoko-soも8日に今期の経営計画発表会を終えて、第28期がスタートしました。本年もより一層お役に立てますよう職員一同一丸になって邁進する所存です。本年もよろしくお願いいたします。

### ● 第28期、統一基本行動テーマは「アホになれ！」

「賢い人」は先が読める分早い段階で無理を見極める。しかし「アホ」は自らの限界を定めないため、普通の人が諦めるところを簡単に突破してしまうところがある。情報が溢れ、やる前からある程度結果を予見しやすい現代社会にあっては「アホの行動原理」に従うのは少数派かもしれない。だが、予想外の答えを求めることを「アホ」と言うのなら、**本当の冒険家やアスリート、科学者たちは胸を張って自分のことを「アホ」だと言うだろう。**

(日経新聞コラムより 三浦雄一郎長男 三浦豪太氏)

創業時から店頭公開するまでだろうか、吉田松陰の言葉をよく社員に語りかけた。「お前たちは、今、狂っているか？」「狂」という字が好きだった。お客様に対して狂ったように尽くしたいと思った。事業に狂ったように集中したいと思った。社員の幸福と社会貢献を狂ったように求めていた。**“当たり前の人間が当たり前の仕事をしていれば、当たり前の結果しか出ないのは当たり前である”これが私の口癖だった。**

(ワタミ社内報より ワタミ創業者 渡邊美樹氏)

アホは人のやらないことをヤル、アホは内なる魂の叫びに従う、アホは自分の限界を定めない...  
アホは小賢しい計算をしない、アホは過去の経験で判断しない、アホは夢に命を掛けられる...  
自分のちっぽけな過去の体験に囚われずに、初めてのこと、皆が無理だと思っていること、誰も挑戦しようと思わないことに狂ったように取組む人を、世の中一般では「アホ」と呼ぶ。  
しかし、**未来を切り拓き、世の中を進歩させるのは、常に「アホ」な奴らなのである！**  
そして、失敗を恐れず困難に「挑戦」する後ろ姿が「カッコ良く」人を育てるのです。

- (1) あなたは「アホ」の意味についてどう理解しましたか？
- (2) あなたは「アホ」ですか？「アホ」になれますか？
- (3) 28期、あなたはどんな「アホ」になりたいですか？

### ● 皆さんも、一緒に「アホ」を目指しませんか！

年末に与えられた上記のテーマについて、年末年始休みの間に自分の思いをまとめて、発表会で職員全員が一人ずつ発表をします。アホの意味について分かってもらえたかな？と心配もしましたが、ほとんどのメンバーがキチンと理解して、「自分もアホになりたい」「アホに憧れます」「気がついたらアホになっていた」という発表が多かったようです。

どれだけ、今までの自分のやり方や経験や思い込みや正しさを捨てて、アホになって狂ったようにお客様のビジョン実現のサポートのために戦い、今の自分自身を超えられるのか！

TEAMyoko-soは、ミッション実現に向かって全職員狂ったように「アホ」になります。

## ◆NISA(少額投資非課税制度)について

NISA(少額投資非課税制度)は、平成26年1月から開始した制度で、日本における個人の貯蓄を投資へとシフトさせ、さらに経済成長を促進させようという狙いで開始された制度です。平成28年1月よりこの制度についての改正が適用されていますので、制度の具体的な内容及び改正点を留意事項も踏まえ改めてご説明させていただきます。

### ●NISA(少額投資非課税制度)の概要

NISA(少額投資非課税制度)とは、非課税口座を開設する年の1月1日における満20歳以上の日本国内居住者が対象者であり、その対象者が銀行・証券会社などで「少額投資非課税口座」を開設し、その口座内で上場有価証券や投資信託等を購入した場合に、その後の売却や配当から生じる所得への課税を最長5年間非課税とするものです。この制度の投資可能期間は平成26年から平成35年までの10年間とされており、人生設計を考えた長期の積立としてはやや短いものとも言えるかもしれません。

### ●制度の詳細及び留意事項

この制度の非課税期間において、年の途中での売却は自由に行う事が出来ませんが、その売却した分の金額を再投資する事は出来ません。(残りの非課税枠の再利用は出来ません。)しかし、この非課税期間が終了した後であれば、新たな非課税枠への移行は可能です。非課税となる投資金額及び総額の上限は毎年100万円を限度とし、5年間で最大500万円となっています。毎年の上限の100万円はその年の新規の投資額と上記の「非課税期間の終了した口座の残りの非課税枠」の合計額となっています。

なお、銀行・証券会社などで既に保有(一般口座・特定口座を問わず)されている上場有価証券や投資信託等を少額投資非課税口座に預け替える事は出来ません。新たに投資を行い少額投資非課税口座に預けた上場有価証券や投資信託等がこの制度の対象となります。少額投資非課税口座については、利用者1人につき1年に1口座のみ開設可能となっています。すなわち他の金融機関にて既に少額投資非課税口座を開設している状態では同一年に新たに開設する事は出来ません。

### ●平成27年度税制改正① ~NISA年間投資上限額の引き上げ~

平成27年度税制改正により、上記非課税投資金額の上限である現行の毎年100万円の限度額が120万円に引き上げられ、平成28年分以後より適用開始となりました。

### ●平成27年度税制改正② ~ジュニアNISAの創設~

NISAに関する平成27年度の税制改正として「ジュニアNISA」の創設が挙げられます。これは、0歳から19歳の未成年者に対しても非課税口座の開設を可能にするものです。以下NISAとの相違点をご確認下さい。

項目	摘要
制度を利用可能な者	0歳から19歳の居住者等
年間投資上限額	80万円
非課税対象	上場株式、公募株式投信等(※成人NISAに準ずる)
投資可能期間	平成35年まで(※成人NISAに準ずる)
非課税期間	投資した年から最長5年間(※成人NISAに準ずる)
運用管理	・原則として親権者等が未成年者のために代理して運用を行う ・18歳まで払い出し制限を課す ※災害等やむを得ない場合には、非課税での払い出しを可能とする。

上記事項以外でご不明点がございましたら担当者までご相談ください。



## ★ 悩める相続第10弾！

1月17日で阪神淡路大震災から21年、東日本大震災からは今年で5年が経ちます。今回は大震災の様な災害時にはどの様に相続を進めたらいいのかをレポートいたします。

### ●行方不明で相続が進まない

災害時には行方不明などにより被災者の生死を確認できないことがあります。

ただでさえ不幸な状態ですが、法的に死亡が認められないと相続手続きを始められず、死亡保険金の支払いを受けられないなど、お金にまつわる深刻な問題を生じかねません。

法律上死亡はどのように認定されるのかを検証します。

通常、人が亡くなると、戸籍法に基づいて死亡届を提出します。さらに正確を期すために原則、死亡診断書などを添付しなければなりません。

しかし、遺体が見つかっておらず、死亡診断書などを作ることができない場合は困ります。東日本大震災では現在も2,000名以上の方が行方不明です。

### ●死亡に関する制度

このため以前から幾つかの手続きが制定されています。

一つは行方不明者を対象にした民法に基づく失踪宣告の制度です。配偶者などの利害関係人が申し立て、家庭裁判所が審判をします。失踪宣告により、法律上、死亡したのと同じ効果を発生させます。

これにより相続の開始や死亡保険金の支払いなどが可能になります。

失踪宣告は二つに分かれます。一つは普通失踪です。不在者の生死が分からないまま7年間経つと7年後の時点で死亡とみなされます。

もう一つは特別失踪です。戦争や船舶の沈没、災害など死亡の確率の高い危機に遭遇して行方不明になった場合、1年経つと、危機が去った時点で死亡していたとみなされます。

ただし、失踪宣告の仕組みは、早くても1年経たないと死亡とみなしてくれないこととなります。

例えば震災で被災者が生活再建のために迅速な相続手続きの開始や保険金支払いを望んだ場合、1年もかかるのでは支障が出ます。

### ●大災害時、死亡の認定簡易に

状況次第でより早く死亡と認められる仕組みに、戸籍法に基づく二つの処理方法があります。

一つは認定死亡です。家族などから認定の願い出があった際などに遺体が発見されなくても、様々な状況から死亡が確実と認められる場合には、警察など官公署が死亡を認定するものです。

もう一つは死亡診断書などを得られない場合に、これに代わる「死亡の事実を証すべき書面」を添付することです。例えば災害状況の目撃者による状況の陳述書などで、先例も多くあります。

しかし、東日本大震災では認定死亡では被災者が多かったため個々の死亡認定はかなり困難を極めた状況だったようです。災害が起こらないことが一番ですが、万が一に備えて、こういった知識を頭の片隅に覚えておくことも災害対策のひとつと言えるかもしれません。



#### （株）横浜総合フィナンシャルの西尾です！

このため法務省から通知が出され、戸籍法に基づく「死亡の事実を証すべき書面」の要件を、家族など届出人の申述書や僧侶などが葬儀をした証明書などに簡易化しました。しかし、この簡易化は東日本大震災が対象で、今後の災害でも同様の手法がとられるとは限りません。

## 今月の一言…“良薬は口に苦し”

稼げる男は頭を「空っぽ」にし

稼げない男は頭の中を「いっぱい」にする

(「稼げる男と稼げない男の習慣」松本利明著 より)

やらなければならないこと、やりたいこと... 色々なことが雑多に頭いっぱいになっていませんか？人の頭の容量には限界があります。私は週末には頭を空っぽにして、自分がすべきことを整理してプライオリティをつける時間を大切にしています。常に思考をゼロベースに戻し、「緊急ではないけれど大切なこと」を最優先するのが社長の仕事の特徴ですよ！

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言... (v o l . 9 3)

★ 今年の初夢はなぜか「お客様にはマメに顔を出せ！」と怒られる夢でした。「お客様には何度も顔を出せ！」という言葉は営業の鉄則ですが、初夢に出てきたので気になって調べてみました。これはアメリカの心理学者ザイオンスが導き出した「ザイオンスの熟知性の法則」と言うそうです。「何度も顔を出せ！」という言葉が単なる根性論や精神論ではなく、きちんとした法則に基づいていることが分かり安心しました。「初心に帰れ！」との神様の言葉だと思いこの1年を過ごしたいと感じました。 (NISHIO)

★ 横浜に出てきて20年経ちますが、初めて箱根駅伝を沿道で応援しました。目の前を通るのは一瞬ですが、どのチームも誇りを持って走っていることがヒシヒシ伝わってきて、襷の重さをふと考えさせられました。ツナグってなんて重いのでしょうか...ということで、今年の私のテーマは「紡ぐ」にしました。Yoko-soはたくさんのお客様とおつきあいをさせて頂いておりますが、歴史・思い...そんなすべてのものを繊維に縊りをかけて糸にするように、自社をつなぎ、またお客様がつなぐお手伝いをしたいと思います。 (YAMAMOTO)

★ 昨年、某ラグビー選手の行動からルーティンという言葉をよく耳にしました。練習での状態を試合でも安定して出すために、決められた一連の動作を行い、集中力を高めるというものです。ただ、そのルーティンの実施が固定化されてしまうことは、逆にリスクにもなりえるのではと感じます。これまでと全く違う結果を求めるならば、ルーティンを打ち破ることが必要なのでしょうか。今年はこれまでのルーティン（固定概念）を捨て、新たな事に積極的にふれ、チャレンジすることを意識していきたいと思います！ (TOCHIKURA)

★ 今年も正月は、かれこれ30年近く続く我が家の恒例行事、大山阿夫利神社の初詣に行ってきました。昨年長女が嫁に行ったので今年からは夫婦二人のイベントにしようと話していましたが、長女が旦那様を連れて帰ってきたので逆に一人家族が増えての初詣... 娘たちが小さい頃は家内が背負い、小学生になると階段を競走しながら、家内が癌の闘病後は娘たちが手を引いて、そして今年は娘の旦那も一緒に... 沢山の思い

で詰まった下社までの階段を、この30年の幸せに感謝しながら一步一步上りました。おみくじは昨年が続いて今年も「大吉」。昨年は、ヒマラヤ登山、事務所移転、娘の結婚式と変化の多い年でしたが、今年も大きな変化が起こりそうな予感がします。今年の私のコミットメントは「私は先頭に立って強い風を巻き起こします」です。強い風でよどんだ空気のような、ちっぽけなプライドや、くだらない対立や、みみっちい正義を吹き飛ばし、本質と本音がぶつかり合う本気の戦いの場を創り出したいと思っています。今年もよろしくお願いたします。 (IZUMI)



## TEAM 横浜総合事務所

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント／株式会社横浜総合フィナンシャル／株式会社横浜総合エクスペリエンス

< 横浜総合ASP推進センター / 横浜総合M&Aセンター >

### セミナーのご案内

※関与先値引き有り

#### ★ “将軍の日” 中期経営計画作成セミナー

**自社の5年後のあるべき姿と、そのための経営課題を明確にするための一日!**

日時：平成28年2月16日(火)／10時～18時

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：5社限定 料金一社 32,400円

昼食代込 (お二人迄参加可)

#### ★ “未来創造塾” 毎月開催、経営者セミナー <※※※会員募集中※※※>

**第61回「組織を変える credo。」**

講師：(株)横浜総合エクスペリエンス クレド経営アドバイザー 外崎 有理

日時：平成28年2月18日(木)／16時～18時、終了後実費にて懇親会

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：都度参加会費 5,000円

#### ★ “後継者育成塾” 4期生募集中

**創業者の志を継承する「人財」を育成します!**

主催：NN構想首都圏地域会LLP

日時：平成27年5月15日(金)～平成29年3月4日(土)

場所：日帰り／(株)日本BIGネットワークセミナールーム(東京駅八重洲口徒歩4分)

泊まり／湘南国際村センター セミナールーム(逗子駅よりバス20分)

募集：全12日間(内3回1泊2日) 90万円(税抜き)

### ネットワーク

日本大通り法律事務所、小越司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所

(株)人財経営センター、(株)日本M&Aセンター、(株)日本エスクロー信託

(株)事業パートナー、(株)FPG、(株)経営改善支援センター、一般社団法人日本フードアドバイザー協会

(株)パワーズプロジェクトマネジメント、NMC 税理士法人税務総合対策室、税理士法人東京クロスボーダーズ

(株)日本エスクロー信託、ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) 他

〒231-0023 横浜市中区山下町 209 帝蚕閣内ビル 10F

TEAM 横浜総合事務所 / TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

「経営者へのメッセージ」「癒しの森暮らし」のブログにもつながります